

生活困窮者自立支援法の概要

資料2－1

■法の目的・趣旨

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

■施行日

平成27年4月1日（平成30年10月1日より、改正法一部施行）

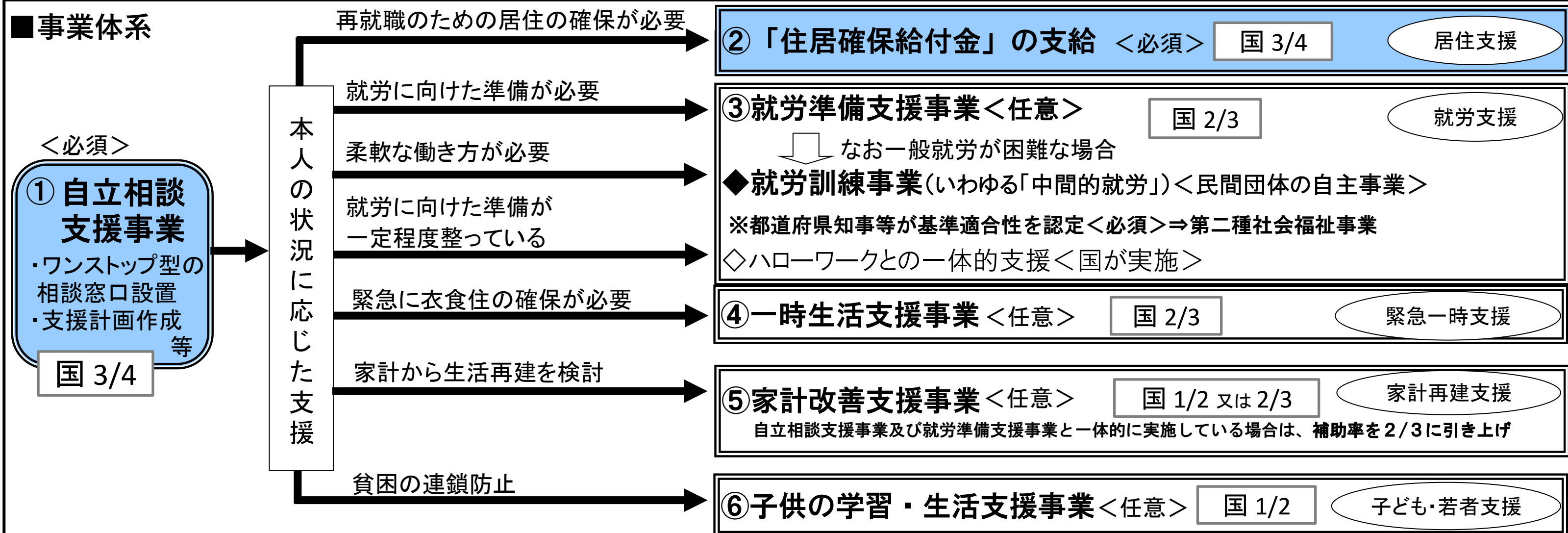
■支援対象者

生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

■実施主体

福祉事務所設置自治体（住居確保給付金の支給等、実施主体が行うべき事項を除き、委託が可能）

■事業体系



【都道府県の役割】

- 区市等において必要事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や情報の提供その他の援助を実施
- 事業に従事する区市等の職員の資質を向上させるための研修を実施